

警察関係者私用上の無札無賃乗車に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年三月十五日

橋本萬右衛門

参議院議長 松平恒雄殿

昭和二十三年三月十六日

警察関係者私用上の無札無賃乗車に関する質問主意書

最近警察関係者の中に私用のため各種交通施設へ無札で無賃乗車する者が著しく増加し、殊に朝夕のラッシュアワーに甚しいのを見る。

現下全國の勤労者間に交通費問題の喧しい折柄、天下万民の齊しく非難する處と成つてゐるが、その犬糞的復讐を怖れて、敢て言を發する者の無いのは甚だ遺憾である。これは明かに經營者に対しては不正行為であり、國家に対しては一種の脱税行為である。若し公務上必要な場合には、相當の理由があれば、夫々機關を通じて經營者に対し、無賃乗車証の交附方を申入れる方途も無い訳ではない。これに対する政府の考を質問する。

綱紀肅正・吏道刷新を叫ばれている今日、政府において全國の國家地方警察及自治警察を通じ、その末端に至る迄眞に國民の公僕たる立場を充分に自覺させ、その是正方を徹底させる考無きや、これ又質問する。